

## 宇都宮家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

宇都宮家庭裁判所委員会事務局

1 日時 平成16年7月9日（金） 14:00～16:15

2 場所 宇都宮家庭裁判所

3 出席者

・ 委員（五十音順）

市瀬健人，片柳義一，畔柳正義，小林克子，新川忠孝，高橋信正，千葉雄介，  
傳法とみ子，直井高子，中川徳子，中坪博之，堀彰，松本敏

・ 事務局

後藤成徳事務局長，細井三郎首席書記官，金子稔首席家庭裁判所調査官，加  
藤裕之事務局次長，伴野幸子総務課長

4 議事

5 概況説明

事件の動向

関連する法制度の改正等

裁判員制度について

6 意見交換—今後とりあげていくテーマについて

委員 関係機関が相談者の身柄を保護する事案の内の40パーセントが夫の暴力，いわゆるDVが原因である。相談者の多くは離婚を望んでいるが，裁判所の敷居が高く，調停申立てに踏み切れない。相手と顔を合わせずに進めたいと思ってもそうはいかないし，また，調停委員の言動が威圧的に感じられるということもあるようだ。

調停の進め方や家裁調査官の関与について，説明を受けたい。

委員 参与員とはどんな職務を行うのか，調停委員とどう異なるのかといった点がわかりにくい。

委員 司法制度改革の一環として、各方面で委員会や懇談会が立ち上り、いずれも広く民間の意見を導入するという目的から、法曹関係者以外の委員が多数参加しているが、専門的な法律の話題が中心となるので、なかなか理解しにくいと思う。まずは、家庭裁判所の組織や事件処理について理解を深めるところから始めたらよいのではないか。

委員 一般社会に対する司法教育が不足していると感じることが多い。児童生徒が捕まった後の処分が分からず困惑する教師もいるし、実際の手続や相談所などの施設についても一般にはほとんど知られていないのではないか。結局頼れる公的機関として思い付くのは警察しかないというのが、今の実態だ。こういった状況をふまえた上で、裁判所がどのように広報活動をしていくかを考える必要があるだろう。

委員 保護観察処分に付された少年が再犯を起こすと、家庭裁判所で審判が開かれるが、その際、担当の保護司に傍聴の機会を与えてはどうか。

委員 知人から遺産分割について相談を受けたことがある。家庭裁判所に申立てをするよう勧めたが、結局は個別の事情は斟酌されずに法律どおりになってしまうからと、消極的だった。調停にマイナスイメージを持つ経験者もあり、期待度も低いように思われる。調停制度について、一般の理解を深める必要があるだろう。

委員 調停委員の選任の仕方に偏りがあるように思われる。退任者があると同じ業種から後任者が推薦されているようだが、これでは既得権を付与しているように見える。調停委員の経歴や身上によって調停手続に影響が生じたり、調停が歪められているというまでの認識は持っていないが、学歴重視の傾向はないか。高学歴でなくとも高い見識と豊かな資質を有した適任者はいる。

常々、裁判官も、もっと多くを語る方がよいと思っている。情報開示の領域を広げていく方が、一般社会の裁判所に対する理解も深まり、裁判所という組織自体も開かれていくのではないだろうか。

委員 少年に対する地域によるバックアップ態勢作りの一環として、市単位のサポートチームを立ち上げて活動を開始した。少年事件についての情報には強い関心がある。

委員 家事事件についてみると、家庭裁判所が何をしているのか、一般の人に十分理解されてはいないように思われる。離婚事件だけを取り扱っていると誤解している向きもある。

少年事件については、事件が家庭裁判所に係属してから調査や審理を重ねて処遇が決まるまでの手続の流れが知られていない。少年自身さえよく分かっていないし、学校にも何も情報が届いていないというのが現状である。審理の経過や処遇について、担任教師等の学校関係者に何らかの方法で知らせる必要があるのではないだろうか。

委員 ひきこもりや非行予備軍と思われるケースについて、家庭裁判所が何か関与することができるのかどうか分からない。事件を起こした後はともかく、その前の段階で何かできることがあるのだろうか。

委員 家庭裁判所がどのように機能しているかということを検証する場として家庭裁判所委員会が設置されたのだとすると、当委員会は、その前提となる家庭裁判所についての知識をまだ十分に得ていない現状にある。

裁判所に寄せられる意見には、例えば裁判所のやっていることが分からないとか、裁判所は敷居が高いといったものもあれば、家庭裁判所が行う判断が専ら道徳的なものに絡むため、その受け手となった側からの対象を特定した批判もあり、多岐にわたると思われるが、それらを集約することによって、一般社会が家庭裁判所に求めているものが見えてくるのではないかと思う。家庭裁判所に向けられる苦情や批判を列挙してみると、具体的な話題として取り上げやすいだろう。

委員 学校という場所で、生徒を対象とした事件が発生すると、どうしても教師に批判が集中してしまう。学校側が生徒たちの現状について情報を外部に公表するか否かという点については、賛否両論があり、今後も試行錯誤が続くだろう。

教育現場での、少年事件の事件処理についての理解が低い。教職員向けの知識付与の機会を検討してはどうか。

## 7 次回の開催について

### テーマ

少年事件について、事件処理の流れや家庭裁判所の事件に対する取組み等に関する理解を深める。

### 開催時期

12月上旬から中旬

以 上